

事例2 裏こぎ作業中に揚網ローラに巻き込まれた事故

回転させた揚網ローラの前方からロープを押し込み、巻きこまれて負傷

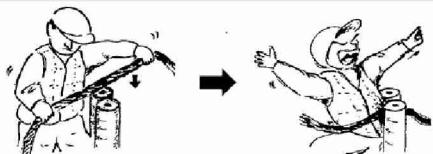
事故の概要：本船（総トン数85トン）は、大中型まき網漁業に従事する灯船で、船長および甲板員Aほか5人が乗り組み、裏こぎ作業中、平成28年8月25日23時20分ごろ、甲板員Aが揚網ローラに着用していた救命胴衣を巻き込まれ、続いて上半身を巻き込まれ骨折の重傷を負った。

本船は、網船1隻および運搬船1隻の3隻で船団を構成し、22時30分ごろ、操業を開始した。

本船の乗組員がロープを網船に渡そうとしたが、渡すことができず、再度やり直すことになった。

本船は、「裏こぎ作業（網船が網の荷重で右舷側に傾斜して漁網の中に入り込まないように左舷側にひく作業）」行う目的で網船に接近した。

甲板員Aは、船長が、網船の漁労長と無線通信中に、ロープを回収しようと揚網ローラを始動した。

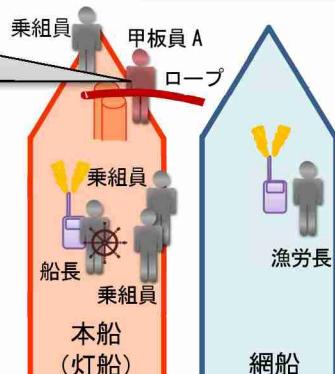


甲板員Aは、揚網ローラの前に立ち、ロープを揚網ローラの上から押し込んで挟ませようとしたところ、着用していた救命胴衣および上半身を揚網ローラに巻き込まれた。

甲板員Aは、ふだん失敗することのない作業をやり直すことになり焦りを感じていた。

甲板員Aは、ロープを挟み込ませるだけならば1人でできると思った。

甲板員Aは、揚網ローラの取扱説明書に書かれた注意事項を読んでいなかった。



事故時の船員位置関係



揚網ローラ取扱説明書

原因：本事故は、夜間、甲板員Aが、揚網ローラにロープを挟み込ませる際、1人で回転させた揚網ローラの前に立ち、揚網ローラの上からロープを押し込んで挟みこませようとしたため、着用していた救命胴衣および上半身が揚網ローラに巻き込まれたことにより発生したと考えられる。

再発防止に向けて（事故防止策）

- 甲板機械の使用に当たっては、取扱説明書を熟読するとともに、注意事項を厳守すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（2017年8月31日公表）

https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-8-17_2016kb0113.pdf